

久喜市国土強靱化地域計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨等

※国土強靱化とは

あらゆるリスクを見据えつつ、どのような災害が起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるような「強靱な」行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

※策定の目的

本市における地域強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条に基づき、本市の国土強靱化に関する施策を「久喜市総合振興計画」や「久喜市地域防災計画」と調和・整合を図りながら、様々な分野の計画等の指針となる計画として位置づけるものです。



3 計画期間

総合振興計画と整合を図るため、原則として総合振興計画の時期と合わせるものとします。ただし、社会情勢等の変化や施策の進捗等を踏まえ、必要に応じて変更や見直しを行います。

4 基本目標

本市はこれまで、東日本大震災や東日本台風等の自然災害を経験しています。これらの災害教訓を生かしながら、頻発化・激甚化する自然災害に向け、人命を守り、「強靱な」行政機能や地域社会、地域経済を事前に構築することが重要です。

このため、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を以下のとおり設定します。

- 1 市民の生命を最大限守る
- 2 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する
- 3 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する
- 4 迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

5 想定する大規模自然災害

本計画では、県地域計画で設定されている大規模自然災害や本市で想定される主な自然災害に鑑み、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲におよぶと想定される大規模自然災害を、以下のとおり設定しています。

想定する大規模災害	災害の規模
地震	・ 関東平野北西縁断層帯地震 ・ 茨城県南部地震 ・ 東京湾北部地震（首都直下地震）
洪水	・ 利根川・江戸川・荒川等の一級河川の堤防決壊
竜巻	・ 国内最大級（F3）の発生
大雪	・ 平成26（2014）年の大雪被害

6 本計画におけるリスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項において、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を想定したうえで行うこととされています。

本計画では、国の基本計画や県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標	No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
A 被害の発生抑制による人命の保護	A-1	火災や建物等の倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態
	A-2	浸水により、多数の死傷者が発生する事態
	A-3	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
	A-4	災害対応の遅れ等により、多数の要救助者等が発生する事態
B 救助・救急・医療活動による人命の保護	B-1	救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	B-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	B-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
C 交通ネットワーク、情報通信機能の確保	C-1	道路・線路などの交通ネットワークが分断・閉塞する事態
	C-2	旅客や物資の輸送が長期間停止する事態
	C-3	情報通信の輻輳・途絶や正確性が低下する事態
D 必要不可欠な行政機能の確保	D-1	被災等により治安が悪化する事態
	D-2	市職員や施設等の被災により行政機能が低下する事態
E 生活・経済活動に必要なライフラインの確保と早期復旧	E-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	E-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	E-3	上・下水道や用水の供給停止が長期化する事態
	E-4	地域活動の担い手不足・感染症の発生等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
F 経済活動の機能維持	F-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	F-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
G 二次災害の発生抑制	G-1	消防力の低下等により、大規模延焼が発生する事態
	G-2	洪水抑制機能が大幅に低下する事態
	G-3	危険物・有害物質等が流出する事態
H 大規模自然災害被災後の迅速な復旧・復興	H-1	大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態
	H-2	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	H-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	H-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	H-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	H-6	労働力の減少等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

7 本計画における施策分野の設定

脆弱性の評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。そのため、総合振興計画と調和・整合を図りながら、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための7つの施策分野及び43の施策を設定しました。

【 施 策 分 野 】	【 施 策 】
【施策分野1】 市民が参加し、 地域コミュニティ豊かなまち	1-1 コミュニティ活動の推進
	1-2 協働のまちづくりの推進
	1-3 人権の尊重
	1-4 男女共同参画社会の実現
	1-5 交流活動の推進
	1-6 情報公開の推進
	1-7 戦略的かつ効果的な広報・広聴活動の推進
【施策分野2】 自然とふれあえる、環境に優しいまち	2-1 自然環境の保全・創造
	2-2 快適な生活環境の創造
	2-3 美しい景観の形成
	2-4 廃棄物処理の充実
	2-5 地球環境問題への対応
【施策分野3】 子どもから高齢者まで、 誰もが健康で安心して暮らせるまち	3-1 健康づくり・食育の推進
	3-2 地域医療の充実
	3-3 子育て支援の充実
	3-4 高齢者福祉の充実
	3-5 障がい者(児)福祉の充実
	3-6 地域福祉・地域ボランティアの充実
	3-7 社会保障制度の充実
【施策分野4】 心豊かな人材を育み、 郷土の歴史文化を大切にすまち	4-1 幼児教育の充実
	4-2 学校教育の充実
	4-3 高等教育機関との連携
	4-4 青少年の健全育成
	4-5 人権教育の推進
	4-6 生涯学習の推進
	4-7 歴史・文化の継承と活用
	4-8 スポーツ・レクリエーション活動の充実
【施策分野5】 安全で調和のとれた住みよい快適なまち	5-1 都市機能の整備
	5-2 道路・公共交通の整備・充実
	5-3 公園の緑化と水辺環境の保全
	5-4 上下水道の整備
	5-5 治水対策の充実
	5-6 防災・消防体制の充実
	5-7 防犯体制の強化
	5-8 交通安全対策の充実
【施策分野6】 地域の産業が元気で、 多彩な企業が集積する豊かなまち	6-1 農業の振興
	6-2 工業の振興
	6-3 商業の振興
	6-4 観光の振興
	6-5 勤労者福祉と就業支援の充実
	6-6 消費生活の充実
【施策分野7】 行財政を見直し、改革を進めるまち	7-1 行政改革の推進
	7-2 健全な財政運営の確立

8 脆弱性評価の結果

6 及び7 で設定したリスクシナリオ及び施策分野の主な脆弱性評価の結果は以下のとおりです。

- 災害による被害を未然に防止するため、公共施設の整備、適切な維持管理が必要
- 自助、共助、公助における各担い手の連携による地域防災力の向上が必要
- 救助・救急体制の強化・維持および地域の協力体制の構築・強化が必要
- 災害時における情報の入手・発信をするための通信インフラの整備・増強が必要
- 水害発生防止のための排水施設や調整池等の整備、適切な維持管理が必要
- 道路や橋りょう、上下水道施設等の基盤インフラの計画的な整備、維持管理が必要

※本計画では、第4章に、評価結果に基づいた施策ごとの、それぞれの推進方針を示しています。

9 計画の推進

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗を把握するために、進行管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を行うこととします。

また、本計画は総合振興計画との調和・整合を図るため、総合振興計画の施策体系と概ね一致させていることから、総合振興計画の進行管理と併せて行うことで、総合振興計画と一体的に推進し、政策・施策・事務事業の各評価を活用していくものとします。